

国家版权局

## 第一．要請事項

### 1．制度面

- (1)著作権侵害に対して刑事処罰が科せられる場合の限定の緩和
- (2)法定賠償金額の上限の撤廃

### 2．運用面

- (1)権利行使に際しての手続きの明確化と簡略化
- (2)著作権局と公安部との連携の強化
- (3)著作権登録がない場合の権利保護の徹底
- (4)音楽著作権管理団体間の相互管理契約に基づく使用料の送金

## 第二．理由

### 1．制度面

- (1)著作権侵害に対して刑事処罰が科せられる場合の限定の緩和

中国著作権法 47 条では、著作権局の調査の結果、侵害事実が犯罪を構成することが明らかになったときは侵害者の刑事責任を追及することが定められていますが、刑法 217 条（著作権侵害罪）では、営利を目的として他人の著作物を無許諾で複製頒布し、又は発行することにつき、

違法所得金額が比較的大きい（較大）か、又はその他情状が深刻であるときは3年以下の懲役及び／又は罰金、

違法所得金額が巨大であるか、又はその他情状が特別深刻であるときは3年以上7年以下の懲役及び／又は罰金

に処せられることが定められています。

また刑法 218 条（権利侵害複製品販売罪）では、著作権侵害複製品を、情を知って営利目的で販売し、巨大な違法所得を得た場合に、3年以下の懲役及び／又は罰金に処せられることが定められています。

どのような場合に違法所得金額が比較的大きく（較大）、又は巨大であるか、どのような場合に情状が深刻、又は特別深刻であるかについては、1998年12月17日の最高人民法院公告「不法出版物の刑事事件において具体的な法律を適用する若干の問題に関する解釈」（下図参照）によって定められている。

これによれば、218条の海賊版販売罪によって、3年以下の懲役及び／又は罰金が課せられるには、例えば次のような立証が必要となります。

家庭ゲーム機用海賊版ソフトを販売して個人が違法所得金額10万元を得たことを明らかにするためには、まず売上げを明らかにしなければならない。家庭ゲーム機用海賊版ソフトは1枚5元程度で売られていますから、原価及び販売コストがゼロと仮定しても、個人が2万枚（10万元）以上を販売していたことの立証がまず必要となります。その上、原価や販売コストを立証しなければ、違法所得金額がいくらであったのかが明らかになりません。海賊版業者は帳簿を残さないのが一般であり、このため、売上高、原価や販売コスト

が明らかになって違法所得金額が10万元以上であることが立証されるケースは現実にはほとんどあり得ません。

〔 217 条 〕 3 年以下の懲役及び / 又は罰金	違法所得金額が比較的大きい ( 較大 )	情状が深刻であるとき
	個人の違法所得金額が 5 万元 ( 75 万円 ) 法人の違法所得金額が 20 万元 ( 300 万円 )	・ 著作権侵害で二度以上行政責任又は民事責任を追及されたことがあり、2 年以内に再度刑法第 217 条に掲げる侵害行為の一つに該当する行為を行う場合 個人の不法経営額が 20 万元以上 ( 300 万円 ) 組織の不法経営額が 100 万元以上 ( 1500 万円 ) ・ その他の深刻な結果を引き起こす場合
〔 217 条 〕 3 年以上 7 年以下の懲役及び / 又は罰金	違法所得金額が巨大である	情状が特別深刻であるとき
	個人の違法所得金額が 20 万元 ( 300 万円 ) 組織の違法所得金額が 100 万元 ( 1500 万円 )	下記のいずれかに該当する場合 ・ 個人の不法経営額が 100 万元以上 ( 1500 万円 ) 組織不法経営額が 500 万元以上 ( 7500 万円 ) ・ その他の特に深刻な結果を引き起こす場合
〔 218 条 〕 3 年以下の懲役及び / 又は罰金	巨大な違法所得金額を得た場合	
	個人の違法所得金額が 10 万元 ( 150 万円 ) 組織の違法所得金額が 50 万元 ( 750 万円 )	

刑法 217 条及び 218 条並びに上記最高人民法院司法解釈は、刑事処罰の対象となる著作権侵害の範囲を極めて限定しており、商業的規模の故意による侵害行為であっても、刑事処罰が適用されない場合が生じるおそれがあります。

そもそも、著作権法によって定められている民事的措置や行政処罰が行われたとしても、罰金額が低いこと、さらに、権利侵害に係る複製物の製作に使用された主たる材料、工具及び設備などが没収されても、コンピュータソフトウェアなどのデジタル著作物では、複製物の製作のための機器等の設備への再投資は容易かつ安価に済むことなどの理由により、その侵害の抑止効果は疑問視されています。さらに強い権利行使として刑事処罰を望んだ場合には上記のような限定が課せられませんが、これは、中国著作権法が刑事罰規定を持た

ないことにより、著作権侵害行為者に対する刑事的措置を一般的な刑事手続きに委ねざるを得ないため、このことが著作権などの無体財産への侵害に特有の事情等についての配慮等がされにくくなる余地を生んでいると指摘することができます。(なお、同様の規定は、コンピュータソフトウェアの権利内容等を定めた「コンピュータソフトウェア保護条例」においても見られます。)

## (2) 法定賠償金額の上限の撤廃

中国著作権法 48 条 2 項では、「権利者の実際の損害又は権利を侵害した者の不法所得を確定することができない場合には、人民裁判所が権利侵害行為の事案に応じて、50 万元以下の賠償額を命じる。」と規定されています。これについて、法定賠償制度を設置する趣旨が、権利者による損害の立証が実質上困難であることを「救済」するものであるならば、むしろ賠償額の下限を定めるべきであり、上限を規定した同条は、著作権者による権利行使の阻害要因となるおそれがあります。

## 2. 運用面

### (1) 権利行使に際しての手続きの明確化と簡略化

上記の 1.(1) で指摘したとおり中国著作権法においては侵害者に対して刑事処罰が行われるのは極めて例外的な場合しか考えられません。そのため、現行法下では著作権侵害行為が抑制されるかどうかは、著作権行政管理部局(著作権局)による行政処罰が迅速かつ円滑に実施されるか否かがカギを握っています。

しかしながら、まず、中国著作権法上は、著作権行政管理部局による(著作権局)行政処罰が執行されるための手続が明確化されておらず、権利者が実際にどのようなアクションを行えばよいのか明らかではありません。また、行政処罰を求めるには、侵害を被った権利者が

- ・ 侵害者を特定する証拠
- ・ 偽物製造工場を特定する証拠
- ・ 被害規模等を明らかにする証拠

等を提出することが求められることがあります。しかし、強制捜査権限を持たない権利者にとって、店舗等で海賊版等の偽物が販売されていることの立証はともかく、そこで販売されている偽物の製造工場がどこか、誰が製造工場の経営者であるのか、どれくらいの規模で製造されているのかまでを調査することは困難です。また販売についても、必ずしもその行為者の身元を特定することができるとは限りません。

そのため、中国では調査会社が権利者の委託を受けて製造工場がどこであるか等の裏付け調査を行うケースが多いのですが、調査会社の費用がかさむし、また調査会社も強制捜査権限を有していないので、調査が常に成功するとは限りません。

そのため、著作権行政管理部局(著作権局)による行政処罰を求めることを権利者が断念せざるをえないという実態にあります。そこで、本来迅速な執行が可能であって、一定の抑止的効果が期待できる著作権行政管理部局(著作権局)による行政処罰が権利者との連携によって実際にも円滑かつ迅速に実施されるよう手続を明確化し(それを公表し)、過重な運用要件についてはこれを緩和することを望みます。

〔事例〕

2000年に中国で広く出回った「偽プラモデル」(著作権及び商標権を侵害した物)に関して、著作権局ならびに工商行政管理局に行政処罰を申し立てたところ、明白な証拠、侵害者の正確な名前とその住所などを求められました。これら要求を裏付けるために調査会社を雇い調査を行いました。その結果、申し立てが受理されるまで約1年間を要し、調査費用は日本円で約800万円を費やすこととなりました。

その後、両行政機関によって、調査会社の調査にて判明した製造工場ならびに関連倉庫などから偽プラモデル1万ピースの在庫を没収するに至りました。しかし、偽物を製造するための肝心の金型は発見することができず、かつその金型の行方も追及されることなく捜査は終結しました。

(2) 著作権局と公安部との連携の強化

権利者からみれば、著作権行政管理部局(著作権局)による行政処罰も公安部による刑事処罰も侵害抑制手段として重要なものです。2つの抑制手段が存在すること自体は意義が大きいものがあります。しかしながら、一方で、権利者は一つの侵害行為について2つのアクションをおこす必要があり、権利者に過重な負担を強いている側面があります。

そのため、著作権局から公安部に対して、侵害についての情報が円滑に伝達されるルートを確立し、著作権局と公安部の密接な連携による侵害摘発の強化を実現することを望みます。

(3) 著作権登録がない場合の権利保護の徹底

コンピュータソフトウェア保護条例の改正によって、制度上は保護を受けるためには必ずしも「登録」が必要とはされなくなりました(コンピュータソフトウェア保護条例7条)。しかしながら、登録制度を残した動機は、裁判所が登録されている方がいろいろな処理をするのに仕事がしやすいという理由で望んだ、とされています(著作権局管理司副司長 許超氏の講演録、コピライト494号11頁)。このことは逆に言えば、現段階では、登録されていないコンピュータソフトウェアについては、司法において保護を受けにくい状態にあるという懸念も生じることから、司法的な保護の面で、登録されているものとそうでないもの間で差が出ないような運用を望みます。

(4) 音楽著作権管理団体間の相互管理契約に基づく使用料の送金

中国がベルヌ条約に加盟した1992年10月15日より、わが国と中国とは双方の国の著作物について相互に保護を行なう義務を負っています。

このなかで、知的財産のうち音楽著作権分野については、この義務を具体的かつ実質的に実施していくものとして、その約4年後にあたる1996年7月24日、わが国の音楽著作権管理団体であるJASRAC(日本音楽著作権協会)が中国の音楽著作権管理団体MCSC(中国音楽著作権協会)との間で双方の管理する音楽著作物をそれぞれの国において相互に管理する相互管理契約を締結しました。

JASRACは、この契約締結直後から今日に至るまでの過去6年間、MCSCが管理する中国音楽著作物のわが国における使用に対して管理を行なうとともに、毎年MCSCに対してその使用料の送金を実施していますが、MCSCからは今のところJASRACに対する使用料の送金はなされていません。ちなみに、JASRACからのMCSCに対する送金額は、ここ数年600万円前後の金額にのぼっています。

この相互管理契約の締結後、既に6年が経過しているにもかかわらず、未だMCSCからJASRACに対する外国送金のないことは、この相互管理契約のみならず両国間に存在する保護義務の不履行でもあります。このことから、中国における音楽著作物の適正な保護管理体制を構築し、当該契約に基づくJASRACへの使用料を早期に送金することを望みます。